

香川県天然更新完了基準

1 目的

本基準書は、国が策定した「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）」を踏まえ、地域森林計画及び市町村森林整備計画で定める天然更新完了の判断基準について、判断に必要な事項やその具体的な基準を定め、地域森林計画及び市町村森林整備計画における技術指針とすることを目的とするものである。

2 天然更新の完了の確認

- (1) 天然更新の完了の確認は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日までに行うものとする。
- (2) 天然更新の完了の確認は、原則として、本基準に基づき、現地において更新調査により行うものとする。

3 更新対象地

本基準書を適用する更新対象地は、次のとおりとする。

- (1) 伐採及び伐採後の造林の届出書において、伐採後の造林の方法が天然更新とされている箇所
- (2) 森林経営計画において、伐採後の造林の方法が天然更新とされている箇所
- (3) その他天然更新による更新の完了を判定する必要がある伐採跡地等

4 更新樹種

更新樹種は、将来的に林冠を構成する造林木及び県内に自生する高木性の樹種とする。

天然更新の対象樹種	マツ及びナラ類、シイ類、カシ類などの有用広葉樹
ぼう芽更新可能樹種	ナラ類、カシ類、シイ類などのぼう芽力の大きい樹種

5 天然更新及び天然更新補助作業

天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は、次のとおり定めるものとする。

① 天然更新の標準的な方法

ア 天然下種更新

天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。

イ ぼう芽更新

樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。

② 天然更新補助作業の標準的な方法

ア 地表処理

ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。

イ 刈出し

ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。

ウ 植込み

更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。実施にあたっては、植栽に支障となる枝条や競合植物等を整理するものとする。

エ 芽かき

ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い更新樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

6 更新の判定基準

(1) に示す稚樹高以上の更新樹種が、(2) に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が3以上の状態)をもって、更新の完了とする。また、萌芽稚樹については、萌芽本数を集計するが、計上は1株あたり4本を上限とする。(香川県地域森林計画において、1株あたり3～4本を目安として萌芽整理を行うこととしているため。)

(1) 稚樹高

更新樹種の成立本数として算入すべき稚樹の高さは50cm以上かつ隣接する競合植物の高さ以上とする。

(2) 期待成立本数

a 残存木が無い場合

10,000本/ha

b 残存木がある場合

林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記aのとおり(10,000本/ha)とする。

7 更新調査の方法

(1) 更新調査の実施主体

更新調査は市町が実施することとする。なお、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得るものとする。

(2) 調査プロットの設定

更新調査は、更新対象地ごとに、プロット調査により実施するものとし、以下により調査プロッ

トを設定し、調査を行うものとし、更新対象地内の更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所
に設定するものとする。

(3) 調査プロットの数及び面積

調査プロットの数及び設定は次のとおりとする。

a 残存木が無い場合

1ha 未満の場合、方形又は円形（25 m²程度）の調査プロットを1箇所設定する。1ha 以上
3ha 未満の場合、調査プロットを2箇所設定、3ha 以上 5ha 未満の場合、調査プロットを3
箇所設定する。5 ha 以上の場合は、2ha ごとに1箇所追加設定する。

b 残存木がある場合

残存木については、1ha 未満の場合、20m×20m の調査プロットを1箇所設定し、全体を
調査対象として期待成立本数を割り出す。1ha 以上 3ha 未満の場合、調査プロットを2箇所
設定、3ha 以上 5ha 未満の場合、調査プロットを3箇所設定する。5 ha 以上の場合は、2ha
ごとに1箇所追加設定する。更新稚樹については、「a 残存木が無い場合」に準じて設定する。

(4) 更新調査を省略することができる場合

伐採後一定期間が経過し、競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立するなど、明らか
に更新の判定基準を満たしている場合は、目視による調査も可能とする。ただし、更新の状況が明
確に判る写真等を記録に用いるものとする。

(5) 更新調査野帳の様式は別紙のとおりとし、調査野帳及び調査写真については5年間保管する ものとする。

8 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が、天然更新すべき立木の本数に満たない場合、市町長は
造林者に対して、以下により速やかに植栽または天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導
するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日まで
に、前項に準じて再度の更新調査を行うものとする。

(1) 基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合

6「更新の判定基準」の(1)に示す稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上
となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。

(2) 基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満の場合

6「更新の判定基準」の(1)に示す稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未
満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、
市町村森林整備計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。

(3) その他

市町長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を
指導するものとする。